

令和8年度 神町中学校課外活動運営方針

東根市教育委員会「中学校部活動方針」（令和8年度）を受け、以下のように運営する。

※これからのスポーツ・文化活動の「実施主体」は、学校から個人・地域になります。
国・県・市の方針と学習指導要領のもと、本校生徒にできることとして運営してまいります。

1 本校が課外活動（部活動）として「実施主体」となり計画・実施する内容

- (1) スポーツや文化芸術等に親しむことを通したバランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成。
- (2) 多様な目的を持つ生徒同士が自主的・自発的に参加し、その目的を達成するために探究する環境づくり。

【本校が設定する課外活動（部活動）実施について】

- ① 実施日 火曜日，水曜日，金曜日

※土・日，休日・祝日は実施しない。

※長期休業中も同様

- ② 実施時間 15：20～16：20（1時間）

- ③ その他

・始業前の活動は行わない。 ・実施時間の延長は行わない。

- (3) 生徒の自主的・自発的学習活動や練習を目的とした、「各種大会・コンクールへの出場を目的とする実施主体（地域クラブや個人）」との連携・支援。
- (4) 中体連・中文連主催大会のみに限り、個人および東根市部活動改革ガイドラインに示す「地域クラブ②」に認定された地域クラブから依頼され、その地域クラブに加入している本校生徒への出場時の協力。

※ (4)の協力とは、本校から引率を派遣すること。ただし、原則当該校に部活動が設置されている種目のみ。

【本校が設置する課外活動（部活動）】

- ①野球 ②陸上競技 ③バスケットボール ④卓球 ⑤柔道 ⑥ソフトボール
- ⑦サッカー ⑧バレーボール ⑨剣道 ⑩吹奏楽 ⑪体操・新体操 ⑫水泳
- ⑬硬式テニス

- (5) 多様なスポーツ・芸術文化環境があり、選択肢があることの周知・助言

2 本校部活動が「実施主体」となり計画・実施しない内容

- (1) 各種大会・コンクールへの「実施主体」としての出場
- (2) 各種大会・コンクールへの出場を目的とした「実施主体」としての学習活動や練習，練習試合
- (3) 部活動への加入斡旋

3 備考

上記以外は、東根市教育委員会「中学校部活動方針」（令和8年度）のとおり運営する。